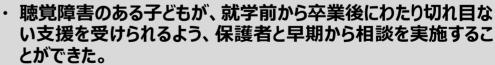
特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

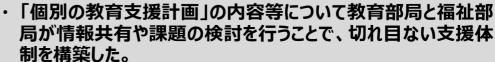
目的

本市では、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒について、 福祉機関(保育園及び地域療育センター等)で作成する「個別の支援計画」及び放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の利用のためのサービス利用計画書、教育機関(学校、通級指導教室等)で作成する「個別の教育支援計画(個別の指導計画を含む)」の3種類の計画が別個に作成されており、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有に課題がある。

教育部局と福祉部局との情報共有や課題の検討を行うことで切れ目ない支援体制を構築する。

成果





・学校と放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所と の相互理解を促進し、地域で切れ目ない支援が受けられる支 援体制を構築した。



事業内容

- ・放課後等デイサービスが新規参入する際の健康福祉局主催の説明会に、教育委員会事務局が参加し、学校現場の状況や連携に際する留意点や心構えについて説明している。
- ・小・中学校で放課後等デイサービスなどを利用している児童生徒については、個別の教育支援計画の内容を共有するなど、適宜連携を図っている。
- ・小・中学校の通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒に対し、 巡回相談員が実際の様子を確認し、支援教育コーディネーターや学 級担任に対して、実施している支援の評価や助言を与えている。
- ・ 高等学校では、派遣された高等学校支援員が、各校の支援体制の充実に向けて、支援に対する評価や助言を与える他、支援教育対象生徒に係る相談に対応するなど、校内支援体制の充実に向けての取組を実施している。

